

事務事業名	児童扶養手当給付事業		会計	一般会計	実施区分	継続
			事業種別	政策	開始	終了
H29作成課等名	子育て支援課	H29係等名	家庭係	H28担当課等名	子育て支援課	
基本計画上の位置づけ	政策	3	健やかに安心して暮らせるまちづくり			
	施策	36	生活困難者の自立及び支援			
目的	対象(誰・何を)	父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの18歳までの児童を養育している人			指標名及び単位	28年度数値
	意図(どういう状態にするか)	母子・父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図る			母子・父子家庭の数(6月母子家庭調査・8月父子家庭調査の数)	1366
	向上させたい上位施策の成果指標	子どもを育てやすい社会環境であると感じている対象者の割合			児童扶養手当受給資格者数(8月末)	1058
目標	種別	指標名及び単位		27年度計画	27年度実績	28年度計画
	成果指標	児童扶養手当受給資格者数/母子・父子家庭の数(%)		86	75.3	86
	成果指標	児童扶養手当受給者数/受給資格者数(%)		93	90.2	93
定性目標						備考(指標変更など)
事業概要	<p>1 父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭の児童のために支給される手当 2 支給対象は、一定の要件に該当する児童(父母以外の者に養育されている場合も含む)のうち養育者の所得が一定水準以下の者によって養育されている者で、18歳に到達した最初の3月31日(年度末)までの間にある者。 3 受給者、扶養義務者の所得により支給停止となる場合あり。(所得の限度額は、扶養親族等の数により異なる。) 4 申請した翌月分から支給され、4月、8月、12月(各月とも11日)年3回支払い 5 平成20年4月より支給期間が5年を超える受給者の手当額が1/2に減額となる制度改正。(ただし就業意志のない者に限る。) 6 平成22年8月から父子も該当 7 平成24年8月より支給要件に保護命令が発令された児童が加わる。 8 平成26年12月から公的年金給付等との併給制限が見直された。 9 平成28年8月から第2子、第3子以降の加算額を見直し、所得制限による一部支給停止を導入した。</p>					
28年度事業内容	事業内容			名称		活動指標
	<p>1 児童扶養手当の申請受理、審査、認定、支給 2 現況届による支給要件の審査・確認(8月) 3 給付額(児童加算:第2子10,000円~5,000円、第3子以降1人につき6,000円~3,000円) (1) 全部支給 月額42,330円 (2) 一部支給 所得に応じ42,320円~9,990円 4 付帯事務 (1) 一部支給適用除外届出書の受付、審査 (2) ひとり親家庭となった母・父等への福祉制度の説明・相談 (3) 広報等による児童扶養手当制度の周知 (4) 受給者の自立に向けた就業支援</p>			<p>1 新規認定件数 2 現況届受付件数</p>		<p>1 135件 2 1,008件</p>
事業コスト		27年度決算額	28年度予算額	28年度決算額	29年度繰越額	特定財源内訳、補足
事業費計(千円)①		396,293	415,775	415,264	0	(国)児童扶養手当給付負担金(1/3)
国庫支出金		135,178	138,591	138,592		
県支出金						
起債						
その他						
一般財源		261,115	277,184	276,672		
人件費計(千円)②		6,437	0	6,437	0	
正規職員所要時間		1,800		1,800		
臨時職員所要時間						
総事業費①+②		402,730	415,775	421,701	0	
事業内容・目標達成状況の振り返り	平成28年4月に物価スライドの影響で手当額が増えた。また、平成28年8月からは第2子、第3子の加算額が増額したことから事業費全体が増額した。新規申請者も増え、事務量も増えている。					
改革改善の考え方	①問題点	社会情勢、雇用情勢の悪化により、離婚が増加。また、離婚した母子・父子の生計維持困難ケースも増えてきて、受給者が増加傾向にあり、相談業務が急増。				
	②改革提案	指導監査で指摘されたことをマニュアルに記載し、事務効率を測る。平成29年2月に稼働した女性相談システムと新しい児童扶養手当システムを有効に利用し、ケース記録などを管理する。				